実用炉規則改正に係る廃止措置計画の変更認可申請等の手続きについて

1. はじめに

2019 年 9 月 26 日に原子力規制委員会より、「新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第二段階)及び意見募集の実施について」が発出され、実用炉規則改正(案)および経過措置等(案)が示された。

実用炉規則改正に伴い、廃止措置計画の本文の項目が追加となることから、廃止措置計画の変更の認可申請を実施する必要があるが、経過措置等(案)において、施行日から 6 か月以内に廃止措置計画の変更の認可申請が求められている。(実用炉規則施行日に廃止措置計画が審査中の場合は、廃止措置計画の補正が必要)

実用炉規則改正に係る廃止措置計画の変更認可申請等の手続きについて、以下の事項を確認したい。

2. 確認事項

- ▶ 廃止措置計画の審査基準の改正案の提示時期は、11月27日の原子力規制委員会の資料「原子力規制検査の施行に向けた今後の取組等について」において12月下旬と示されている。パブコメ期間等を考慮すると、早ければ2020年2月下旬頃に廃止措置計画の審査基準が制定されるとの認識でよいか。
- ▶ 設工認,保安規定と同じように廃止措置計画についても実用炉規則施行日(2020年4月1日) 前に変更の認可申請が可能か。
 - また,施行日以降も既申請の廃止措置計画が審査中であることが予想される場合は,施行日前に廃止措置計画の補正手続きを行うことでよいか。
- ▶ 事前申請(補正)が可能な場合,事前申請(補正)が可能となる日は,改正予定の廃止措置計画の審査基準が制定された日以後という理解でよいか。
- ▶ 事前申請(補正)が不可能な場合は、廃止措置計画が認可されないまま定期事業者検査が始まることが予想される。経過措置等(案)では「当該申請に係る処分までは、従前のとおり廃止措置を実施できることとする。」と記載されているが、廃止措置計画が認可されるまでの間は、変更認可申請(補正)と同じ内容を社内のQMS文書として整備し、そのQMS文書をもとに定期事業者検査を実施することでよいか。
- ▶ 廃止措置計画が認可されないまま定期事業者検査を開始し、定期事業者検査実施期間中に廃止措置計画が認可された場合は、必要に応じて認可後に定期事業者検査の変更内容を説明し、定期事業者検査の終了後の報告書に反映することでよいか。